

## 第7回 (仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会 会議録

日 時：平成23年(2011年)5月27日(金)10:00～12:00

場 所：横須賀市役所 1号館3階会議室A

出席者：(検討委員)

・昌子委員長、出石副委員長、倉谷委員、櫻井委員、鈴木委員、  
西原委員、林委員、森下委員、(尾澤委員代理) 櫻井 行政管理課主査  
※欠席・・・岡委員、矢口委員、尾澤委員、古谷委員

(事務局)

・竹内市民部長、水野市民生活課長、渡辺市民協働推進担当課長、山口主査、  
山中主任、高橋主任

(参考傍聴) 政策推進部都市政策研究所職員3名

傍聴者：1名

\*\*\*\*\*

### 会議資料

- ① 次第
- ② (仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会 中間報告書
- ③ 平成23年度検討スケジュール
- ④ 検討委員会において今後検討すべき事項一覧

\*\*\*\*\*

<会議内容>

### 1 開会

欠席委員の確認及び参考傍聴の紹介を行った。

### 2 中間報告書の提出

昌子委員長より、吉田市長へ中間報告書を手交した。

### 3 市長あいさつ

これまで、6回に亘る検討委員会でこの中間報告の内容をご検討いただいていたことに改めて感謝申し上げたい。

この(仮称)地域運営協議会の設置については、私自身のマニフェストに掲げたということももちろんあるが、横須賀の時代状況というものが大きく変わってきていること、また自治のあり方というものも変わりつつあるということから、市役所としてもその変化に応じた組織を用意する必要があるのではないかという趣旨で、皆さまに検討のお願いしている。

具体的に申し上げれば、本市は戦後、平和産業港湾都市として発展していくうえで、中央集権型のシステムによって発展を遂げてきた。しかし、地方分権一括法が施行された以降、本市は地方分権の旗手として、フロントランナーとして努力してきた。

また、市民自治という観点で言えば、町内会・自治会を中心として地域の各団体の方々がそれぞれの使命や役割をしっかりと認識して、地域のまちづくりを自分たちの手で行っていくという考え方に基づいて活動が行われ、東京などの大都市の近郊でありながら、地域が深く強い繋がりを持っていることは横須賀の特長ではないかと思う。

そうした中、地方分権によって得た国から地方への権限をさらに進め、地域の皆さんが地域のことは地域で決めていく、そしてその結果に責任を持っていくといったことができる組織を検討していただきたいと考えた。

本年度はこれからモデル地区を少なくとも一か所は設置し、これを参考として他の地域に広げていくということを考えている。今回いただいた中間報告の内容は、モデル地区の選定、また実施に向けて貴重なものになる。また、モデル事業の内容についてはこの検討委員会にフィードバックしていくので、委員の皆さまには最終報告に向けてさらに深い審議をお願いしたい。

(市長退席)

#### 4 資料確認

#### 5 報告事項

(昌子委員長)

本日は、実質的には新年度の第1回目の検討委員会になる。

先ほど、市長に提出した中間報告書については、委員の皆さまにとりまとめまで熱心にご議論をいただきお礼を申し上げたい。今後はそれを踏まえつつ、先ほど市長からのお話にもあったとおり、モデル地区での取り組み内容を活かして、一層、議論を進めてまいりたい。

さて、それでは本日の議論に入っていくこととしたい。

まず、今後のスケジュールということで、事務局の方から資料に基づいてご説明願いたい。

(事務局)

資料2「(仮称) 地域運営協議会設置等検討にかかる平成23年度検討スケジュール」について、事務局・渡辺課長から説明。

(昌子委員長)

ただ今、事務局から資料2について説明があった。検討委員会について言えば、大きくは中間報告の時点ではまだ検討が十分でない、言わば積み残しの課題と、市長と話す車座会議などで出される地域からの意見を踏まえての検討、また、モデル事業を通して出てくる意見・課題について検討していくことが予定されている。

では、この資料2について、ご意見、ご質問があれば伺いたい。

(倉谷委員)

市役所庁内プロジェクトチームの意見や進行状況などに変化は出てきているのか、また、協議会を始めるにあたっての庁内の体制は整いつつあるのか。

(事務局：渡辺課長)

おそらく行政センターの体制整備のことを主におっしゃっておられるかと思うが、そちらについてはまだ未着手の状態である。

また、プロジェクトチームについては、今年度は協議会のガイドライン、マニュアルといったもののたたき台をつくるといったことが役割の中心になってくる。しかし、新年度の人事異動などでメンバーに入れ替わりが相当数あったことから、今後、説明、理解を進め、作業を進めていこうと考えている。

(出石副委員長)

モデル地区の指定は、いつ頃を予定しているのか。

(事務局：渡辺課長)

6月から議会が始まることもあり、それまでに指定を行いたいと考えている。

(出石副委員長)

検討スケジュールの関係では、検討委員会の予定として10月からモデル事業の実施状況を踏まえたうえでの検討を行うことになっている。

しかし、6月の議会で報告をして、要綱等を整備するとなると、モデル事業の立ち上がりは早くても7月から8月ごろになると思われる。

果たして、10月の検討委員会の時期に課題や効果といったものが挙がってくるのだろうか。そのあたりをどう考えているのか。

(昌子委員長)

委員の皆さまも関心が高いところであると思うので、モデル地区についてはもう少し詳しく説明が欲しい。

(事務局：渡辺課長)

先ほど、モデル地区候補を4地区に絞ってきたというご説明をしたが、事務局としては、現在、さらに2地区に絞り込みつつある。

本来であれば、その地区がどこであるかというご説明もすべきかと思うが、今のところその地域の方々に承諾を得ていないことを考えると、先に皆さんにお話しをすることは差し控えたい。

しかしながら、協議会の基盤となり得るような組織が既にあったり、住民の理解が高い地域を候補として絞り込み、内々に打診も行っている。今月の末か来月上旬あたりに候補地域の方から承諾をいただけるのではないかと考えているので、それを受けて6月の議会に報告したい。

(出石副委員長)

その進捗状況であると、資料2の検討スケジュールと照らし合わせた場合、10月の検討委員会でモデル事業の実施状況を踏まえた検討は難しいと思うし、また、最終報告書を1月に提出することを勘案すれば、会議日数が不足することが予想される。

これは意見でも質問でもなく、個人的な感想である。

(倉谷委員)

基盤や体制が整っているところでモデル事業を行うということも結構だが、ゼロからの状態の地域でモデル事業を行うことで様々な課題が抽出できると思う。

今、挙げられている4地区は、他の地域と比べても体制が整っている地域だと思うので、事務局が期待しているよう課題などが抽出できるのかという懸念がある。

(昌子委員長)

果たしてモデル地区になり得るのかというご質問だと思う。

(森下委員)

どういう基準でこの4地区を候補としたのか。そこから考える必要があるのではないかと思うが。

(倉谷委員)

最初のスタートの段階で地域が大混乱を起こしてしまっただけでは、地域運営協議会の存在そのものが揺らいでしまうようなことにもなりかねない。そういった意味では事務局の考え方も理解できる。

(昌子委員長)

では、今二つの質問があったと思う。一つは、4地区を候補とした理由。もう一つはこの候補地区でモデルになり得るのかという点について、ご回答いただきたい。

(事務局：渡辺課長)

まず、この4地区を候補としたのは、(こういった取り組みに) どれだけ地域に理解があり、またその実現性が高い地域ということで選定させていただいた。

また、倉谷委員がおっしゃったように、ゼロから始められるようなモデルも必要だという考え方は理解できる。そういった意味で言えば、この候補地区の中にはゼロとは言えないかもしれないが、0.5くらいの地点から始めるところも入れたつもりである。したがって、現在絞り込みが進みつつある2地区についても、体制が整っているところとそうでないところを候補にしている。ただし、そのどちらにおいても「実現性が高い」というところに重きを置いて考えているということでご理解願いたい。

また、基礎的構成委員の部分で言えば、地域で説明を行っているうえでの反応として、従来、PTAが地域と一緒にまちづくりに取り組むという前例があまりないために、若干の難しさを感じている地域は少なくないと感じる。そういった点でPTAや商店会など、普段、地域と一体となって課題に取り組む機会が多くない団体を、地域にどうやって取り込んでいくかといったところもご検討いただきたいところである。

(櫻井委員)

先ほど、モデル地区の選定の考え方として、「体制が整っているところ」と「ゼロから始めるところ」という話があったが、いずれも同じくらいの難しさがあると思う。

ゼロから始めるところは産みの苦しみが当然あると思うし、体制が整っているところは、それまでの組織と新しい組織の整合性を図る難しさがあると思う。

地域によって度合いは違うとは思いますが、いずれにしても多少の問題は抱えてのスタートになると思うので、必ずしも体制が整っているところはスタートしやすいということではないのではないかと。

また、どこがモデル地区に指定されるにしても悩むと思う。モデル事業の期間としては与えられる時間は1年もなく、場合によっては半年程度になってしまう。そういった中で、検討委員会としてはこのモデル地域にどんな役割を期待するのかということが大切ではないだろうか。最低限、こういった課題に対する答えを出して欲しいというものを項目として出してあげた方が、受ける方も分かりやすいし、取り組みやすいと思う。

先ほど、出石副委員長がモデル事業をこの検討委員会で検証するには期間が短すぎるというご指摘はもっともだと思うし、モデル地区に指定されたところが一年経っても何もできなかったということだってあり得る。しかし、それではモデル事業を行う意義がなくなってしまうと思うので、こういったことに対する答えを出して欲しいというものを出して、モデル事業実施を依頼していく必要があると思う。

(昌子委員長)

今のご発言は、モデル地区の「②モデル地区での取り組み内容」にかかるものだと思います。

う。ここでは4項目が挙げられているが、もう少し具体的なことがあればご説明願いたい。

(事務局：渡辺課長)

今、櫻井委員からいただいたご意見は、モデル事業を行ううえでたいへん重要な部分であると思うので、委員がおっしゃるようなかたちでモデル事業を実施していきたいと考えている。ただし、今の時点では具体的な取り組み項目などは決めていないので、今後、検討していきたい。

また、一方で地域によって違いは当然あると思うが、地域の話し合いでどういった課題がでてくるかということも注視したいと考えている。

(事務局：竹内部長)

中間報告書の中では組織のところを中心にご提言をいただいた。

当然、地域で取り組んでいただく場合に、組織構成がどうであるとか、また運営の方法や予算などについても地域の実情とこの中間報告とを照らし合わせた場合どうかという投げかけを行っていくつもりである。

モデル事業を行うにあたっては、想定している短期間の中で、ただ今渡辺課長が言ったような地域の課題ということまで踏み込んだ議論ができるかという疑問はあるが、少なくとも組織を運営するにあたっての課題の整理は行っていきたいと考えている。

(昌子委員長)

まずは組織を立ち上げ、その運営ルールを作っていくこと。また、様々な地域団体の取り込みということ自体が大きな課題であると思う。そういった基盤を整備したうえで、課題抽出や課題解決に向けた取り組みを行うといったように、一歩ずつ歩を進めることが大切になってくる。よって、まずは組織を立ち上げることがモデル地区選定の意義であるということによって理解していいか。

(事務局：渡辺課長)

そのようにご理解いただきたい。

(櫻井委員)

取り組む内容が具体的に示された方が、取り組む側の関心も高まると思うので、そのようにお願いしたい。

(鈴木委員)

モデル地区を選定するにあたっては、私は一つに絞るのではなく、比較的大規模な地域と小さめの地域といったように二地区を選定した方がよいと思う。

また、現在選ばれている4地区で言えば、追浜と田浦は隣り合わせの地域なのでその

差が出にくい。今回の震災などを想定した場合、山側の地域と海側の地域ではその対応にも違いがあると思う。このように地域間差があるところを選定した方が、それぞれの特徴が出て、これから取り組む地域にも参考になり得るのではないかと。

二宮町などでは、震災対策として自分たちの町の地形特性などを調べる動きがあるが、こういった取り組みを横須賀でも行うことは必要だし、また、実施することで地域のことがよく分かるのではないかと。是非、地域運営協議会でもそういった取り組みを行うべきだと思う。

被災地の方々にはたいへん申し訳ないが、ああいった大震災で得た教訓をまちづくりに活かしていくことが必要だと思う。

(事務局：渡辺課長)

委員のご意見はたいへん参考になった。

しかし、今のところ「地域の理解」、「実現性」といったところが高い地域ということで候補を絞り、地域に働きかけを行っているのご理解を願いたい。

(出石副委員長)

モデル事業を行うにあたって大切なことは二点あると思う。

一つは組織、仕組みがどう機能するかという点。もう一つは予算と事業。これは、モデル事業に与えられた予算を使って、どういった事業が実施されたかということになるが、この二点を検証する必要があると思う。

そこで質問したい。今回のモデル事業実施に伴う、モデル事業地区交付金の金額と内容を教えて欲しい。

(事務局：渡辺課長)

今回のモデル事業の予算は、交付金として10万円を用意している。

(出石副委員長)

最終的には市が決めることなので、我々が細かいことを言う必要はないのかもしれないが、この検討委員会でも予算の件については議論を重ねてきている中で、果たしてこの10万円という金額で検証が可能なのだろうかという疑問がある。

とりあえずモデル事業だからということであると、これは検証のためではなく、単に既成事実を作ろうということに見えてしまう。

これは私見であるが、モデル事業というのは本実施に向けての試行であり、そこで課題を抽出して本実施に向けて役立てていくべきだと思うので、もう少し違う方法があるのではないかと。

(鈴木委員)

一つ確認したいのだが、モデル事業は規模や環境といったことはあまり考慮に入れず

に1地区を選定するということか。

(事務局：渡辺課長)

先ほど市長が申し上げたように、最低一つは選定したいと考えている。

(昌子委員長)

それでは、この検討スケジュールについては他に質問等なければここまでとし、また何かあれば、最後にご発言いただきたいと思う。

## 6 審議事項

(昌子委員長)

それでは、次に「資料3 今後検討すべき事項一覧」をご覧いただきたい。  
これまで検討委員会で検討してきた内容を中間報告としてまとめたわけだが、まだ、検討し尽くされていない事項があることから、それについて改めて検討を行っていき  
たい。この資料3は、それを一覧にまとめたものである。

では、項目順に議論を行っていきたい。

最初は「◆1 中間報告書関係の7頁、基礎的構成委員について」ということであるが、  
これについてご意見等があれば伺いたい。

(事務局：高橋主任)

事務局から、庁内プロジェクトチーム及び事務局としての見解を改めて確認させていただきたい。

現在、協議会の委員を「基礎的構成委員」と「その他の構成委員」と区分けして記載しているが、委員会が意思決定機関だとした場合、基礎的構成委員だけがそこに参画するということではなく、その他の構成委員を加えることも当然可能だと考えているので、地域によっては委員会が10団体の代表者で形成されるかもしれないし、20団体の代表者で形成されるかもしれないと考えている。

よって、プロジェクトチームと事務局としては「基礎的」と「その他」に委員会における確固たる線引きを設けたわけではないということをご認識いただきたい。

(出石副委員長)

この件についても、ここで議論すればよいと思う。

今の事務局の説明は、基礎的構成委員となっている6団体が原則として委員会を構成するが、地域の判断で加えることができるということだったと思う。

しかし、委員会の基礎の団体数は8でもいいし、10でもいいと思うし、それに基礎以



外の団体が加わって委員会を構成することもあると思う。

(昌子委員長)

以前から西原委員は、基礎的構成委員の候補団体が分野的に不足しているのではないかという問題提起をされていたが、皆さまはこの件についてはいかがか。

(林委員)

別の話になるかもしれないが、一つ疑問があるので申し上げたい。  
基礎的構成委員に挙げられている団体に「地区社会福祉協議会」があるが、この団体は連町や民児協など様々な団体によって構成されている団体である。  
そういったことから言えば、地区社協の代表者としてこの協議会に参加する方は、他の団体の代表者と重なることが考えられるのだが、その場合はどうなるのか。

(鈴木委員)

地区社協は、民児協や連町など様々な団体によって構成されているが、組織はそれぞれに役割が違っていて、その集まりである地区社協にも独立した役割というものがある。そういった意味で言えば背景にある組織が違うので、参加している構成員が重なっていても問題はないと思う。

(櫻井委員)

実態として社協の会長を連町や民児協の会長が兼務している場合があるので、林委員はそういったことを懸念されているのではないか。  
このことについては、団体の長でない方（副会長など）を代表者にするなどで解決できるし、以前にこの検討委員会でも協議会への参加は長に限らなくてもよいのではないかという話になっていた気がする。

(林委員)

その議論については記憶している。

(昌子委員長)

林委員のご発言は、代表者のこともあると思うが、若干似通った性格の団体が基礎的構成委員の候補になっていることを懸念されている部分もあるのではないか。

(林委員)

それも感じている。

(昌子委員長)

要するに、もう少し他の分野を入れることも必要ではないのかということでもあると

思うので、その件については他の委員の方はいかがか。

(森下委員)

まちづくり全体を考えた場合、交通安全や防犯という部分が欠けている感じはする。もちろん町内会の取り組みの中にはそういったものも含まれているとは思いますが、専門的な団体を入れる必要があろうかと思う。

(倉谷委員)

意思決定機関のメンバーをどうするかということは地域の判断になろうかと思うが、やはり地域においてその代表性や存在感を、多くの住民に認められているのは町内会・自治会ではないだろうか。町内会・自治会は、地域における様々な問題に関わっていることを考えても、意思決定のメンバーから外すことはできないと思う。よって、町内会・自治会を中心にして、地域で必要な団体を加えていくことになるのではないか。それが8になるのか10になるのかは分からない。そして、この中間報告にあるように委員会の下に専門部会という期間が設置されれば、NPOなどの専門的知識を持った人たちがそこで専門的な議論を行うことになると思う。逆にこの専門部会には町内会・自治会は入らずに、専門的な人に任せるかたちがいいと思うので、この二段階的な構成が望ましいのではないか。よって、意思決定機関（委員会）の構成団体数は、基礎的構成委員団体数の「6」にこだわらず、地域に任せることでいいのではないかと思う。

(事務局：渡辺課長)

事務局の要望として申し上げたい。この資料3に記載させていただいた事項は、中間報告の時点では結論付けができなかった、言わば積み残した検討課題ということになる。この検討委員会も中間報告を終えて、最終報告へ向けた次の検討段階へ入ってきていることから、出来ればここに挙げた検討事項については、結論付けを行っていただきたい。

(西原委員)

ここまで他の委員のご意見を伺っていたが、やはり基礎的構成委員をこの6団体に絞ることは賛成できない。

ここに挙げられていない分野の団体、例えば、防犯・防災・環境・交通安全などについても非常に多くの方が関わっている団体があり、そういったところから、なぜ自分たちの団体はそこに名前が挙がらないのかという声もチラッと聞こえて来たりしている。そのように素朴な疑問を持つ方も居られるようなので、この件についてはもう少し検討していただきたいと思う。個人的には絞り込むよりも広げた方がいいのではと感じている。

(昌子委員長)

先ほど、森下委員からも同様の意見があった。

(森下委員)

私も、最低限、防犯・防災・環境・交通安全といった分野の団体は加えていくべきかと思う。

(鈴木委員)

これについては地域特性があると思う。追浜などは工業地域であるのでそういった企業関係者も入ってくるであろうし、長井であれば、農協や漁協なども入ってくる可能性があるだろう。そういった意味で言えば、これは地域の特性に合わせて考えていくことでいいのではないか。

基礎的構成委員に挙げられている団体は、地域性に関係なく存在する団体という意味だと思うが、この6団体だけでいいのかという部分はある。

(森下委員)

鈴木委員がおっしゃったのは、その他の構成委員の部分かと思う。なので、基礎的構成委員を少し増やして8ないし9くらいにして、あとは地域の実情に合わせて加えていくということになるのではないか。

(昌子委員長)

今のお話は、先ほどから挙げられている防犯・防災・環境・交通安全といった団体も、地域性を問わず各地域に存在していることから、基礎的構成委員に加えるべきではないかというご意見かと思う。

(西原委員)

これも繰り返しになるが、「クリーンよこすか市民の会」という団体があり、会員は2千数百名いる。確かにこの会員の殆どは町内会の役員であるが、組織としては別であり、たいへん大きな組織になっている。そういった意味で言えば基礎的構成委員に加えるに値すると思うし、市民感情から言っても基礎的構成委員に入っていないことに違和感を覚えるのではないか。

(櫻井委員)

現在は、「基礎的構成委員」と「その他の構成委員」という分け方をしているため、若干分かりにくくなっているうえに、基礎的構成委員に入っていない団体は疎外感を感じてしまっているといった印象を持たれているのではないかと思う。そのことを考えると、果たして構成委員を区分けする必要があるのだろうかという疑問も生じてしまう。

基本的には柱となる団体があって、それに必要な団体を加えていくことには皆さん賛成だと思う。しかし、区分けを作ってしまうことでそういった弊害が生じるのであれば、区分けを作る必要はないのではないか。

ある程度、核になるべき団体がどこかということは皆（感覚的に）分かっていると思うので、いっそ区分けを止めてしまってはどうか。

（出石副委員長）

今の櫻井委員のご意見については、若干の注意が必要だと思う。

確かに、地域で核となるべき団体ということは、どこの地域でもそれほど大きな違いはないかもしれない。しかし、極論を言えば、ある地域ではこの基礎的構成委員に挙げられている団体を入れないという判断もできるということになる。

「基礎的構成委員」という位置付けをするということは、横須賀市の全地域運営協議会には、必ずこの団体を入れなければいけないという一律のルールになるという意味だと思う。これを撤廃してあまり自由にし過ぎてしまうと、本来「核」であるべき団体が外されてしまうということもあり得るし、そういったことを覚悟しなければいけない。

確かに“その他”という表現はよろしくないと思うし、先ほどからご意見の出ている環境や防災などの団体を加えるか否かといった整理をしたうえで、「基礎」となる団体の位置付けはあった方がよいと思う。

（鈴木委員）

行政側としては、この基礎的構成委員に挙がっている6団体でまとめたいという考えがあるのではないかと。あまり団体数が多すぎて意見がまとまらないということも考えられるし、難しいところだとは思う。

（昌子委員長）

実態として、防犯・防災・環境・交通安全といった分野の団体は各地域にあるものなのか。

（西原委員）

防犯については、防犯協会という組織があるが、警察署ごと（横須賀市は3つ）に組織されている。

（事務局：渡辺課長）

ここで、事務局から提案をさせていただきたい。

先ほど、委員からのご発言にあったように「その他の構成委員」については修正を図り、「地域で必要とする構成委員」といったような表現に変更したいと思うがいかがか。

(事務局：竹内部長)

基礎的構成委員の議論にかかる部分として、先ほどから出ている防犯・防災・環境・交通安全といった分野の団体が市の全地域に存在するのであれば、入れる要素は多分にあると思う。しかし、その団体が何かの組織の下部組織である場合には、その上部団体が参加していれば要件を満たすと思う。

そのあたりを事務局で調べて、次回の会議で状況の報告と事務局としての考え方をお示しできれば、この件にあまり時間を割いていただく必要はないかと思う。

この件については、次回の検討委員会で結論をお出しいただけるように、事務局で状況の整理を行ってご報告をするようにしたい。

(昌子委員長)

それではそのようにお願いし、次に進みたい。

「中間報告書 7頁、公募委員について」の部分で、公募委員を採用する場合の一定の代表性を担保するための方法について検討したい。

事務局から何か説明はあるか。

(事務局：高橋主任)

この件については昨年度の検討委員会の中でご議論いただき、その採用については各地域の判断に委ねるという方向性が示されている。しかし、議論の中では採用するのであればその代表性を担保する選考方法、例えば、投票制度や署名制度などを用いる必要があるというご意見があったが、具体的な部分まで詰めた議論は行われなかったので、そのあたりをご検討いただきたい。

(昌子委員長)

これについて、他都市の事例などがあればご報告いただきたい。

(事務局：高橋主任)

新潟県上越市や愛知県名古屋市では、類似の協議会を設置するにあたって、参画する委員を投票制度で選出するという方法を用いている。

ただし、上越市では公募委員の立候補者が定数に満たないという地域も出てきているようである。また、名古屋市はモデル実施の段階ではあるが、投票を行うにあたって事前登録を行う必要があるということで実際に投票する人が多くなく、それにより特定の団体から立候補した候補者が組織票で当選しやすいといった課題もでてきているようである。

(昌子委員長)

推薦の署名を集める方式を用いている例はあるか。

(事務局：高橋主任)

それについての事例は把握していない。

(櫻井委員)

単に手を挙げたからといって、委員として採用することには賛成できない。

一方で、投票制度や推薦署名を集めるといった方法はたいへん手間もかかるし、実際には難しいと思う。既存の手法でよく用いられるのは、総会や役員会などの承認を得るであるとか、既会員の推薦を得るといったことがある。よって、この地域運営協議会で言えば、委員会の承認を得る必要があるといったかたちにして、詳細は各地域で決めることにしてはいかがか。

極論を言えば、投票制度や推薦署名の方法は、宗教的な団体など組織票が集めやすい団体が参入しやすい状況をつくってしまう可能性がある。

(森下委員)

公募委員というのは、協議会が専門的知識などを必要とする際に採用するものだと思うているが、意思決定機関となる団体の推薦を2つ以上貰うといったようなルールは必要だと思う。

(昌子委員長)

そのルールは各協議会で整備するといったイメージか。

(森下委員)

そのとおり。

(鈴木委員)

「公募」というよりは、「推薦」といったことになるのかもしれない。公募は公正なイメージで非常にいいのだが、どんな人が入ってくるか分からないという難しさもある。よって、推薦という方法がいいような気はする。

(森下委員)

協議会が必要とする専門的な知識を持った委員を募集して、その中で選考を行うといったようなかたちでは公正性は保てないだろうか。

(櫻井委員)

協議会の構成として、委員会と専門部会という二つの機関が提案されているが、専門部会は委員会の構成員が兼務することは難しいと思う。専門部会は、その分野に詳しい専門家、知識人などを必要とするケースが出てくると思う。

そういった意味で言えば、委員会の委員と専門部会の委員は区別する必要があるので

はないかと思う。

今、検討されているのは、委員会の中に公募委員を入れるべきか否かということだと思うが、委員会は団体の代表者で構成し、専門部会の方にはむしろ積極的に公募委員を入れていくべきではないか。

言いかえれば、協議会の委員会には公募委員は入れなくてよいのではないかと思う。

(倉谷委員)

私は、櫻井委員とはちょっと違う意見である。

この協議会をつくる元々の意味というか目的は、この中間報告の1頁にも「市民自治」、「市民が主役のまちづくり」といったことが書かれているとおり、地域の課題や問題を地域のみinnで集まって解決していこうということである。

この協議会は、地域の関係団体の代表者が集まって組織することが想定されているが、果たして関係団体の代表者が本当に地域の住民すべてを代表しているといえるだろうか。要するに、いわゆる一般の市民・住民の声はこの協議会の活動にどのように反映できるのかという疑問がある。

もちろん、各団体の代表者がそういった一般の方の声を汲み取って協議会に参加しているということが理想的ではあるが、現実的にはそれは困難であると思う。

(昌子委員長)

では、そういった一般の方を公募するとした場合、どういったかたちで代表性を担保することがよいと思うか。

(倉谷委員)

市が審議会や検討委員会の委員などを選考する場合の方法、例えば、自治基本条例検討委員会の公募委員は、面接を行うなどの厳しい選考方法を採用している。そういった何通りかのフィルターを通した方法であれば、いい人材を発掘できるのではないか。実際に、自治基本条例の議事録などを拝見すると、行政の方よりも専門的な意見を述べている委員もいる。よって、そういった選考の方法もあるのではないかと思う。

ただし、広報紙で募集するだけなどの通り一遍の方法では、そういった人材は集まってはこないとは思う。

(昌子委員長)

そういったことを各協議会の判断で行っていくべきではないかということについてはいかがか。

(倉谷委員)

これから、中間報告をもとに各地域で説明を行っていくことになると思うが、そこで一般の市民がこの協議会の構成を見たときに、団体の代表者だけで構成されることに

疑問を持つと思う。

現在、自治基本条例の説明を各地域で行っているが、そこでも「市民」・「住民」という部分をメインに押し出している。当然、この地域運営協議会にもそういった部分が求められると思う。

(出石副委員長)

これは非常に難しい問題だと思う。

倉谷委員が今おっしゃった市の委員会は、あくまでも行政の中の組織で、団体自治という公権力の行使や行政サービスを行ううえで市民の意見を取り入れる必要があるという観点で市民委員を採用している。これについては様々な手法が用いられている。例えば逗子市はこういった場合、抽選という手法を採っている場合が少なくない。これは「どんな方に参加いただいても構わない、最終的には行政が決めること。」という考え方に基づくものである。そういう意味では、逗子市は市民協働、市民参加が非常に進んできている。いずれにせよ、市民参加しても最終決定は行政が行うことになる。他方、今、議論になっているのは、住民自治の中に住民をどう参加させるかということである。行政活動において行うことであれば、前述のような考え方が可能であるが、地域運営協議会という住民自治組織においては二つの考え方があると思う。一つは、地域を混迷させるような可能性がある人が参加できる仕組みは必要ないので「排除」してしまうという考え方。一方で、基礎的構成委員という組織の中心となる委員がいることを前提にすれば、仮にレアな意見があっても協議会として議論して決めていけばいいという考え方もある。これは、やはりその地域で決めるしかないと思う。

しかし、この件をすべて地域にまる投げしてしまっただけで、地域の判断で決めてくださいとしたら、おそらく何も決まらないのではないかと。よって、判断基準を示す必要はあると思う。いずれにしても、こちらの場合は住民組織で決定することにさらに住民が参加するということから、行政への参加と意味合いが異なる点に留意が必要である。もう一点申し上げたいのは、先ほどから出ていた専門部会に公募委員を採用するという案は非常にいい案だと思う。本来の公募委員の採用という意味とは若干違うかもしれないが、専門的知見のある人や、やる気のある人に関わってもらうことは積極的に取り入れるべきであるし、たいへんいいことだと思う。

(事務局：渡辺課長)

ただ今の判断基準の件については、庁内プロジェクトチームの方で案を作成し、検討委員会にお諮りするようにしたい。

(昌子委員長)

中間報告では専門部会の構成については触れていなかったのですが、住民参加という部分も含めて、最終報告に向けて考え方をまとめていきたい。

それでは、この件についてはここまでとして、次の「委員の人数」に進みたい。



中間報告では、「地域の実情に合わせて各協議会で定めることが適当」とし、「各団体から協議会に参加できる委員の人数」も検討課題としている。

しかし、これも先ほどの基礎的構成委員の件と深く関わってくるころだと思うが、何かご意見があれば伺いたい。

事務局としては、各団体からは1名ずつの参加を想定しているのか、それとも複数名の参加も可と考えているのか。

(事務局：渡辺課長)

これまで議論してこなかった部分であるので、基本的には各協議会で決めることということであるかもしれないが、この検討委員会でご議論いただければと思う。

(昌子委員長)

以前にも、町内会等が多数存在する地域とそうでない地域のお話なども出ていて、多いところは複数参加も可能ではないかというご意見もあったように記憶している。

では、各団体からの参加人数についてのご意見を求めたい。

(櫻井委員)

団体によっては複数参加ができるかたちがよいと思う。

ただし、例えば1団体からは3名までといったように、上限数は決めた方がよいと思う。しかし、一律に複数参加を認めるのではなく、連町のように、団体の性格として様々な分野に取り組んでいるところは複数の方に参加いただく必要があるのではないか。他の団体まで、同じ人数を参加させてしまうと、それだけでたいへんな人数になってしまって会議を行うことさえままならない。

(倉谷委員)

目的が意思決定をするための機関だとするならば、各団体から1名の参加が理想だと思う。しかし、衣笠地区で言えば町内会は35くらいあって、民児協は2つに分かれているが、そのあたりも地域の実情に合わせて数を絞り込んで、できるだけ少人数にしていく必要があると思う。意思決定機関の人数が多すぎると、本来の目的が達成できなくなってしまふ。

(昌子委員長)

連町は他の組織と比べて、関わっている人数が非常に多いと思うが、そういった組織も1名の参加が適当と考えているか。

(倉谷委員)

連町のようにこの協議会の核となり得て、かつ会員数が多い団体は、複数参加を認めることが必要だと思う。

(森下委員)

予算の使い途などお金が絡んできた場合などは特にそうだが、複数参加している団体の意見が通りやすくて、他の団体の意見が通らないというようなことが危惧されるところもある。

これについては、この後の「委員の報酬」のところにも関係してくる問題かと思う。

(昌子委員長)

地区社協、民児協は行政管区内に複数あるのか。

(櫻井委員)

地区社協は17ある。

(鈴木委員)

民児協は全部で18ある。衣笠、浦賀、久里浜は行政管区内に2つずつある。

(昌子委員長)

2つあるところが一つにまとまるのは難しいか。

(鈴木委員)

難しくはないが、規模は相当大きくなる。

(森下委員)

議論をするときは複数参加を認めるが、意思決定の際は1団体1名に限るというルールを設けてもいいのではないか。

(出石副委員長)

私は、これも地域に任せた方がよいと思う。

多くの会員を抱えている団体の意見が通らないという現状が生まれてしまった場合、果たしてそれでいいのかという疑問があるし、市域一律のルールにする必要はないのではないかと思う。よって、地域で決めることがよいのではないかと思う。

また先ほど、あまり人数が多いと意見がまとまらないという発言があったが、私もそれについては同意見である。

そういったことからすると、協議会委員会の上限数を設けた方がよいのではないか。委員会を適正かつ有効に進めるためには、上限数を設けてそれを地域で割り振るといえることがよいのではないかと思う。上限数は市全体のルールでもよいのではないか。

(昌子委員長)

議論の途中ではあるが、そろそろ時間が迫ってきたので本日はここまでとしたい。  
今の委員数の件については、引き続き次回の検討委員会において議論したい。  
では、事務局から事務連絡をお願いしたい。

(事務局：山口主査)

活発なご議論に感謝申し上げます。  
なお、次回の会議は6月24日(金)10時～、本日と同じこの会議室で開催させていただくので、よろしくご出席の程お願いしたい。